

東日本大震災及び福島第一原発事故による被災にかかる 平成26年度学費（入学料・授業料）免除申請について

平成23年3月に発生した東日本大震災等によって被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本来、本学の規則では、学生若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、学費の納入が著しく困難と認められる場合の学費の免除については、風水害等が申請基準日（前期については4月1日、後期については10月1日）の半年以内（新生は1年以内）に起こった場合に適用されます。

しかし、東日本大震災等において、**主たる家計支持者の自宅が全半壊した世帯、主たる家計支持者が死亡した世帯、福島第一原子力発電所事故の影響により、主たる家計支持者の自宅が帰還困難、居住制限、避難指示解除準備の各区域にある世帯（ただし、申請時において当該区域が解除された場合は対象外とする）**は、平成25年度までと同様、平成26年度についても特例として学費免除の対象となります。

申請希望者は、「平成26年度入学料免除・徴収猶予申請のしおり」又は「平成26年度授業料免除・徴収猶予申請のしおり」を入手し、下記の書類を提出してください。指定する全ての書類とは、しおりの「提出書類チェック表」に書かれたものです。なお、被災による家計支持者の失職等、経済的理由による場合は「提出書類チェック票」にそって書類を揃えて提出をしてください。

●願書記入上の注意

- ・罹災状況を具体的に願書の出願理由記入欄に記載してください。
- ・震災および原発事故後、避難をしている場合は、願書の家族住所欄には、家族の**現在の居所**を記載してください。また、**申請理由記入欄に、避難前の住所**を記載してください。

●提出書類について

罹災状況	提出書類
全壊・大規模半壊・半壊の世帯	指定する全ての書類に加え、罹災証明書の写
震災により主たる家計支持者が死亡した世帯	指定する全ての書類に加え、除籍証明書等
福島第一原発事故による帰還困難区域等に居住していた世帯で、申請基準日においてもなお他の地域に避難している世帯	指定する全ての書類に加え、届出避難場所証明書 また、避難前の住所が、①原発から何km地点であるか ②警戒区域か、計画的避難区域かを願書の出願理由記入欄に記載してください。

（注）上記の他に、大学から書類の提出を求める場合があります。